

上山市長 山本幸靖様
上山市議会議員 川崎朋巳様
上山市教育委員会教育長 加藤洋一様

上山市監査委員 大和 啓
上山市監査委員 枝松 直樹

定期監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により、次のとおり監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の基準

上山市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査等の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

3 監査等の対象

西郷地区公民館運営協議会、本庄地区公民館運営協議会、東地区公民館運営協議会、宮生地域づくり協議会、中川地区公民館運営協議会、中山地区公民館運営協議会、山元地区公民館運営協議会
施設名 各地区公民館

4 監査期日

令和7年5月26日、28日、6月2日、3日

5 監査等の着眼点

指定管理に係る出納その他の事務の執行が目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。

6 監査等の実施内容

諸帳簿及び資料のほか関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じ関係者から説明を聴取して行った。

7 監査等の結果

監査の対象となった事務は、概ね適正と認めた。

なお、主なる所見は次のとおりである。

(1) 主なる所見

各協議会において多種多様な公民館事業を企画運営され、地域の拠点づくりを推進されていることに敬意を表します。

今後も、自然・歴史・文化等の地域の特性を生かした事業を展開されるとともに、地域の人がつながり幅広い世代の住民が交流できる生涯学習活動を推進されるよう期待します。